

## 豊橋創造大学紀要編集投稿要綱

平成28年 9月 7日制定  
2023年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋創造大学紀要編集投稿規程第7条の規定に基づき、論文原稿の書式に関する事項を定める。

(投稿時の提出物)

第2条 豊橋創造大学紀要(以下「本誌」という。)に投稿する場合は、豊橋創造大学紀要編集委員会(以下「委員会」という。)に、次の各号に掲げるものを提出するものとする。

- (1) 論文原稿及びその原稿の電子ファイル
- (2) 論文原稿で用いた図・表・写真及びそれらの電子ファイル
- (3) 必要事項を記入した投稿申込書(事前提出)

(書式及び原稿規定枚数)

第3条 投稿原稿は、原則としてA4用紙を用い、和文の場合は文字サイズを10.5ポイントとし、1頁の文字数を40字、行数を35行前後、図、表、写真などを含めて全体を20頁以内とすること。

2 英文の場合は、原則としてA4用紙に上下左右の余白を約1インチ、文字サイズは12ポイント、1

頁30行前後に設定し、図、表、写真などを含めて、全体を10,000ワード、20頁以内とすること。

3 投稿原稿の日本語表記は、原則として常用漢字、現代仮名づかいを用い、英数字は、半角とする。句読点は横書き原稿の場合は(、.)とし、縦書き原稿の場合は(、。)とすること。

4 表紙には、日本語および英語によって記された表題・著者名、所属を記載すること。

5 原稿には、400字以内の和文または250ワード以内の英語による抄録、及び5項目以内のキーワードを記載すること。

6 章・節などに使用する数字は、1、1、1)、(1)、①の順にすること。

7 図、表および写真は、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に挿入希望位置を朱書きすること。

8 引用文献や資料は、引用部分の文末に著者名、発行年、または注記を用いて記載すること。なお注記は、横書きの場合は脚注とし、縦書きの場合は巻末にまとめて記述すること。

9 引用(参考)文献は、論文末に一括し、以下のように記載すること。ただし、論文の中で整合性が保たれている限り、各研究領域の慣行に則した記載方法を妨げない(看護学科はAPA方式に則る)。

### ① 雑誌論文

和文雑誌 著者名、「論文の表題」、『掲載雑誌名』、巻(号)、発行年、頁。

欧文雑誌 Author (Year of Publication). 'Title of Article', *Title of Journal*,  
Volume, Number, First and Last Page Numbers.

\*英文雑誌名を省略する場合は、Index Medicus に従って表記すること。著者名は原則として'Suzuki, A'のように記載すること。

### ② 単行本

〈図書一冊を参考にした場合〉

和書 著者名、『書名』、出版社名、発行年。

洋書 Author (Year of Publication), *Title of Book*, Place of Publication: Publisher.

〈図書の一部を参考にした場合〉

和書 著者名、「章の表題」、編者名、『書名』、出版社名、発行年、最初の頁数—最後の頁数。

洋書 Author (Year of Publication), 'Title of Chapter', in Editor(s), *Title of Book*,  
Place of Publication: Publisher, First and Last Page Numbers.

### ③ 翻訳書

原著者名、訳者名、『書名』、出版社名、発行年。

### ④ 電子資料

和文資料 著者名、「タイトル」、入手先URL、(閲覧日)。

欧文資料 Author 'Title' URL (Date of Browsing).

- ⑤ 文献の著者名が4名以上の場合は、最初の3名を書き、4人目から‘他’又は‘et al.’とすること。
- ⑥ 図、表、写真などを引用、転載する場合は、投稿者自身がオリジナルの著作権、保有者の許可をとること。

(原稿作成の留意点)

- 第4条 人及び動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていること。  
また、各領域の基準に照らして必要な場合は、主となる研究者が所属する機関の倫理委員会の承認を得ていること。
- 2 研究遂行や論文作成に際して、利益相反となるような経済的支援などを受けた場合には、その旨を明記すること。

(論文の編集)

- 第5条 掲載が決まった原稿について、編集方針から修正を求めることがある。
- 2 印刷の体裁は、委員会に一任すること。

附則

- この要綱は、平成28年 9月 7日から施行する。  
この要綱は、2023年 4月 1日から施行する。